

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かがやき福祉会（以下「法人」という）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償費等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(理事等の報酬)

第4条 理事長の報酬は、別表2により支給する。ただし、前条による報酬及び実費弁償費は支払わない。

2 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(適用除外)

第7条 事業の職員を兼務する理事は、この規定は適用しない。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の決議を経なければならない。

附 則

1. この規程は、平成26年7月24日から施行する。
2. 改定：平成29年5月18日一部改定
実施：平成29年5月18日

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬	実費弁償額
理事会出席報酬等	日額 5,000 円	3,000 円
評議員会出席報酬等	日額 5,000 円	3,000 円

※ 阿賀野市内の居住者及び勤務者については、実費弁償は支給しない。

別表2（第4条及び第5条関係）

名 称	報 酬	実費弁償額
理事長報酬等	月額 300,000 円	
理事及び評議員業務報酬等	日額 5,000 円	3,000 円
監事報酬等	日額 5,000 円	3,000 円

※ 阿賀野市内の居住者及び勤務者については、実費弁償は支給しない。

別表3（第6条関係）

名 称	日 当	旅 費	宿 泊 費
報酬及び旅費・宿泊費	5,000 円	実費相当	実費相当